

自検検第6号の3

令和6年5月14日

一般社団法人

日本自動車整備振興会連合会事業部指導課長 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

検査部検査課長

検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査（ロービーム計測）
について

平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前照灯検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なお意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期することになりました。

過渡期においては、添付資料に記載された方針に沿って、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いするとともに、貴会傘下会員に対して周知方お願いいたします。

今後の方針

- **ロービーム計測への完全移行の期限を令和8年(2026年)8月まで延期。**
(従前:令和6年(2024年)8月)
- 一方で、北海道、東北、北陸信越、中国地域では、ロービーム計測への完全移行が済んでおり、**他の地域でも可能な限り速やかに完全移行できるよう、運輸局と関係者が協力して以下の取り組みを実施。**

<取り組み>

- ①国交省、機構は、自動車ユーザーに対し、ロービーム計測に移行すること、また、一定の整備費用が必要となることなど周知・啓発を図る。
 - ②国交省、機構は、ロービームに対応する整備手法を調査、整備事業者に周知する。
 - ③国交省、機構は、光軸調整ができない、交換部品が無いなど対応が困難な車種の実態を調査、これを踏まえた対応を検討する。
 - ④国交省、機構は、測定機器の機差などの実態調査、これを踏まえた対応を検討する。
- 上記取り組みを実施するとともに、整備事業者に対し経過措置期間中であっても、ロービーム計測で合格するよう指導を行う。



2024 軽検検第 96 号の 3
令和 6 年 5 月 14 日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会
事業部指導課長 殿

軽自動車検査協会
検査部長



検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査（ロービーム計測）
について

平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された検査対象軽自動車（被牽引自動車を除く。）の前照灯検査は、令和 6 年 8 月 1 日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和 8 年 8 月 1 日」に延期することになりました。

過渡期においては、添付資料に記載された方針に沿って、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いするとともに、貴会傘下会員に対して周知方お願いいたします。

今後の方針

- **ロービーム計測への完全移行の期限を令和8年(2026年)8月まで延期。**
(従前:令和6年(2024年)8月)
- 一方で、北海道、東北、北陸信越、中国地域では、ロービーム計測への完全移行が済んでおり、**他の地域でも可能な限り速やかに完全移行できるように、運輸局と関係者が協力して以下の取り組みを実施。**

<取り組み>

- ①国交省、機構は、自動車ユーザーに対し、ロービーム計測に移行すること、また、一定の整備費用が必要となることなど周知・啓発を図る。
 - ②国交省、機構は、ロービームに対応する整備手法を調査、整備事業者に周知する。
 - ③国交省、機構は、光軸調整ができない、交換部品が無いなど対応が困難な車種の実態を調査、これを踏まえた対応を検討する。
 - ④国交省、機構は、測定機器の機差などの実態調査、これを踏まえた対応を検討する。
- 上記取り組みを実施するとともに、整備事業者に対し経過措置期間中であっても、ロービーム計測で合格するよう指導を行う。